

## 議案第20号 三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）の一部改正により、引用条項に項ずれが生じたため、当該条項を引用する三田市印鑑条例について所要の規定の整備を行う。

【関係法令】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令

【改正内容】 印鑑登録証明書の交付申請【第13条第4項】

【改正前】 第33条第4項

【改正後】 第33条第5項

【施行期日】 公布の日

【予算措置】 なし

【その他】 なし